

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

5章 事故からの回復に向けた取組 Q&A

1. 除染に関する一般的な Q&A.....	3
QA1 除染とは何ですか。	3
QA2 「除染特別地域」とは何ですか。	4
QA3 「汚染状況重点調査地域」とは何ですか。	5
QA4 除染することで放射線量は下がるのですか。	6
2. 除染の進め方や方法に関する Q&A.....	7
QA5 除染の具体的な目標はありますか。	7
QA6 除染の対象や工程について教えてください。	8
3. 避難に関する Q&A.....	10
QA7 事故当時の避難基準について教えてください。	10
QA8 福島県における避難基準とチェルノブイリ原発事故時の避難基準の違いは何ですか。	12
QA9 避難指示基準を年間 20 ミリシーベルトとした経緯は何ですか。	14
QA10 毎時 3.8 マイクロシーベルトを年間被ばく線量 20 ミリシーベルトに相当すると考える根拠は何ですか。	15
QA11 避難指示の解除基準は何ですか。	17
QA12 区域の運用について教えてください。	18
QA13 避難区域の見直しは、航空機モニタリングではなく、地上における詳細モニタリングに基づいて行うべきではないですか。	19
4. 避難指示区域内の活動に関する Q&A.....	20
QA14 避難指示区域内において被ばくを低減するために心がけるべきことは何ですか。	20
QA15 避難区域内で事業を再開した場合の労働者の線量管理等はどのように行うべきですか。	22
QA16 避難区域における防犯、防火はどのように行っているのですか。	23
QA17 避難区域への立入りや車での交通によって、放射性物質が他の地域に拡散するのではないですか。	24
QA18 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入りが可能ですか。	25
QA19 帰還困難区域へはどのように一時立入りするのですか。	26
QA20 避難指示区域内で可能な活動は何ですか。また、事業の再開は可能ですか。	27

公開資料を本資料に収録するに当たり、現時点での状況や広範囲の対象者に合致させる目的から、一部のQAに関しては、質問の修文や回答の部分削除等を行っている。

1. 除染に関する一般的な Q&A

QA1 除染とは何ですか。

除染とは、生活空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることです。除染は、生活空間の放射線量を下げするために、「取りのぞく」「さえぎる」「遠ざける」の3つの方法を組み合わせて行います。

1. 放射性物質がついている土や草木等を「取りのぞく」
2. 取りのぞいて集めた放射性物質がついている土や草木等を、汚染されていない土等で覆い、放射線を「さえぎる」
3. 取りのぞいたものを生活している場所から「遠ざける」

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 127 ページ「除染とは？」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 21 日

QA2 「除染特別地域」とは何ですか。

国が除染関連事業を進める地域として、法律に基づき指定されている地域です。放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染関連事業を進める地域であり、基本的には事故後1年間の放射線の積算線量が20ミリシーベルトを超えると想定された「計画的避難区域」と、東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の「警戒区域」に指定された区域を指します。

[参考資料]

放射性物質汚染対処特措法（第25条 除染特別地域の指定）

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 142 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成より作成

出典の公開日：平成24年10月

本資料への収録日：平成24年12月21日

改訂日：平成28年3月31日

QA3 「汚染状況重点調査地域」とは何ですか。

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に、関係市町村等の意見も踏まえ、「汚染状況重点調査地域」として指定しています。汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、汚染状況についての調査測定の結果等に基づいて、除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定します。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 142 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 21 日

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA4 除染することで放射線量は下がるのですか。

除染をすることで放射線量は下がります。除染を実施した地域や対象物の特性や状況、又は除染方法により放射線量の低減率は異なります。

[参考資料]

除染モデル実証事業後の空間線量率の推移について

国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について

国及び地方自治体が実施した除染事業における除染の効果（空間線量率）について

詳しくは、環境省のウェブサイトをご覧ください。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 128 ページ「除染と線量の低減」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 21 日

改訂日：平成 26 年 3 月 31 日

：平成 28 年 3 月 31 日

2. 除染の進め方や方法に関する Q&A

QA5 除染の具体的な目標はありますか。

除染作業による放射線量の低減目標は設定していませんが、除染、モニタリング、食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の総合的な対策による放射線防護の長期目標は、個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることとしています。それぞれの現場によって、汚染の状況は多様であるため、対象となる箇所や手法、線量等を除染の目標として一律に示すことは容易ではありません。なお、汚染状況重点調査地域の指定基準として、毎時 0.23 マイクロシーベルトの空間線量率を用いていますが、これは除染の目標や、除染直後に達成すべき目安ではありません。政府は放射線防護に係る長期目標として、除染だけでなく、モニタリング、食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の総合的な取組を行い、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指します。

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 21 日

改訂日：平成 26 年 3 月 31 日

：平成 28 年 3 月 31 日

QA6 除染の対象や工程について教えてください。

放射線量を低減させるためには、取り除く（除去）、さえぎる（遮へい）、遠ざける、の3つの方法があります。

具体的な除染方法は、地域の空間線量、除染対象物の特性や状況等に応じて異なります。そのため、除染の実施に先立って、空間線量の測定や建物等の状況の調査を行い、それぞれのケースについて最適な除染方法を選択します。

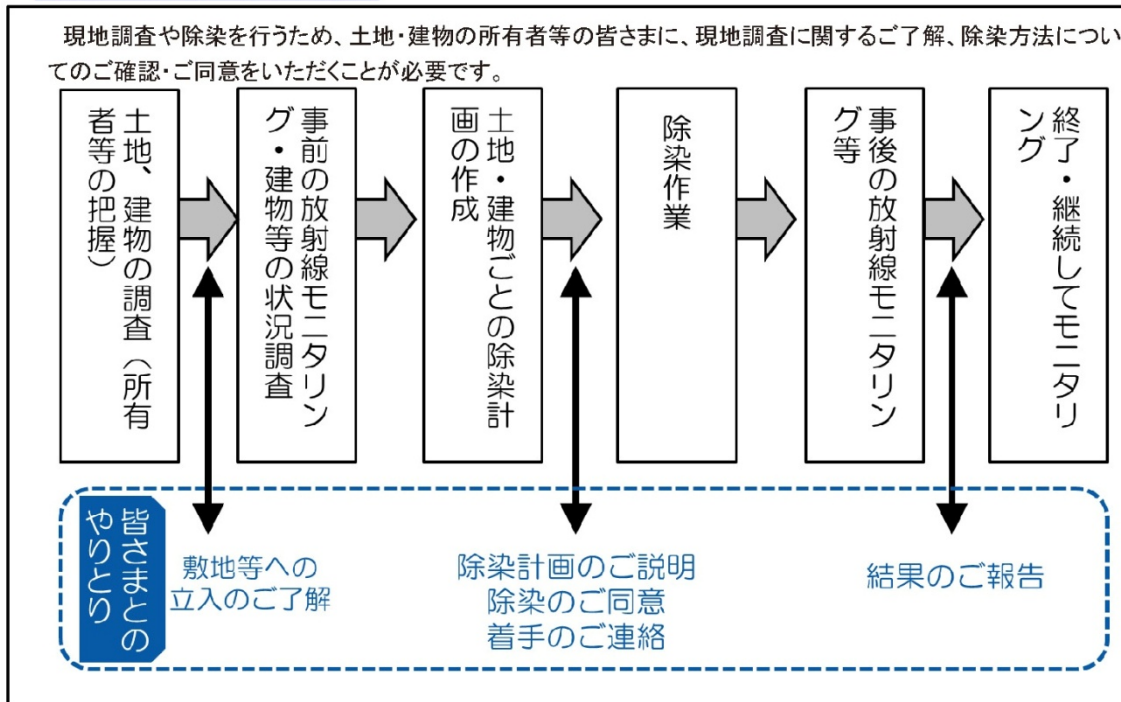
除染方法の例(宅地)



除染方法の例(その他)



除染工程の一連の流れ



出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

改定日：平成 28 年 3 月 31 日

3. 避難に関する Q&A

QA7 事故当時の避難基準について教えてください。

(警戒区域及び避難指示区域の設定)

平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原発事故の発生以降、市町村は、原子力災害の拡大防止のため、国の指示に基づき、警戒区域及び避難指示区域を設定してきました。

警戒区域

東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全及び治安を確保するため、避難を指示すると共に、同地域を警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則禁止。

計画的避難区域

事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある区域。当該区域の住民は、別の場所に計画的に避難してもらうことが求められた。

緊急時避難準備区域

計画的避難区域を除く 20km-30km 圏内について、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備等を求める区域。



統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 145 ページ「避難指示区域について」

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の時点：平成23年4月22日時点（事故直後の区域設定が完了）

本資料への収録日：平成28年3月31日

QA8 福島県における避難基準とチェルノブイリ原発事故時の避難基準の違いは何ですか。

チェルノブイリ原発事故においては事故直後の1年目に年間100ミリシーベルトを避難基準として採用したのに対し、東京電力福島第一原子力発電所事故においては事故直後の1年目から年間20ミリシーベルトを採用しました。

1. チェルノブイリ原発事故における対応

- (1) チェルノブイリ原発事故においては、強制避難の基準として、1年目に年間100ミリシーベルトが設定されました。その後、2年目に30ミリシーベルト、3年～4年目に25ミリシーベルト、5年目に20ミリシーベルト、6年目以降に5ミリシーベルトと、避難基準の順次引き下げが行われました。
- (2) 国際原子力機関（IAEA）や世界保健機構（WHO）等の国際機関、ロシアやウクライナ等のチェルノブイリ原発事故の被災国の報告書等によると、こうした措置に基づく大規模な移住は、住民にとって大きな精神的負担になったと指摘されています。
- (3) なお、1991年のソ連崩壊により、チェルノブイリ原発事故の被災国は経済的危機に見舞われ、その結果として、既に実施が決定されていた一部の移住プロジェクトが見送りになる等、法令に基づく移住は必ずしも予定どおり行われませんでした。

2. チェルノブイリ原発事故後の国際的な対応

チェルノブイリ原発事故後、国際的に広く認められている国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告においては、原発事故等の緊急時の対策について、

イ) 各国政府は、年間20ミリシーベルト～100ミリシーベルトの範囲で、

ロ) それぞれの国や事故により被災した現地が置かれている状況*

を総合的に考慮して、決定することとされています。

※たとえば、防護措置の実現可能性、主な産業等の地域特性等が考えられます。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故における対応

東京電力福島第一原子力発電所事故において、日本政府は、住民の安心を最優先し、事故直後の1年目から、ICRPの勧告する年間20～100ミリシーベルトのうち最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルトを避難指示の基準として採用しています。

避難の基準（比較）

チェルノブイリ原発事故		東京電力福島第一原子力発電所事故	
1年目	100 ミリシーベルト	1年目～	20 ミリシーベルト
2年目	30 ミリシーベルト		
3・4年目	25 ミリシーベルト		
5年目	20 ミリシーベルト		
6年目～	5 ミリシーベルト		

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

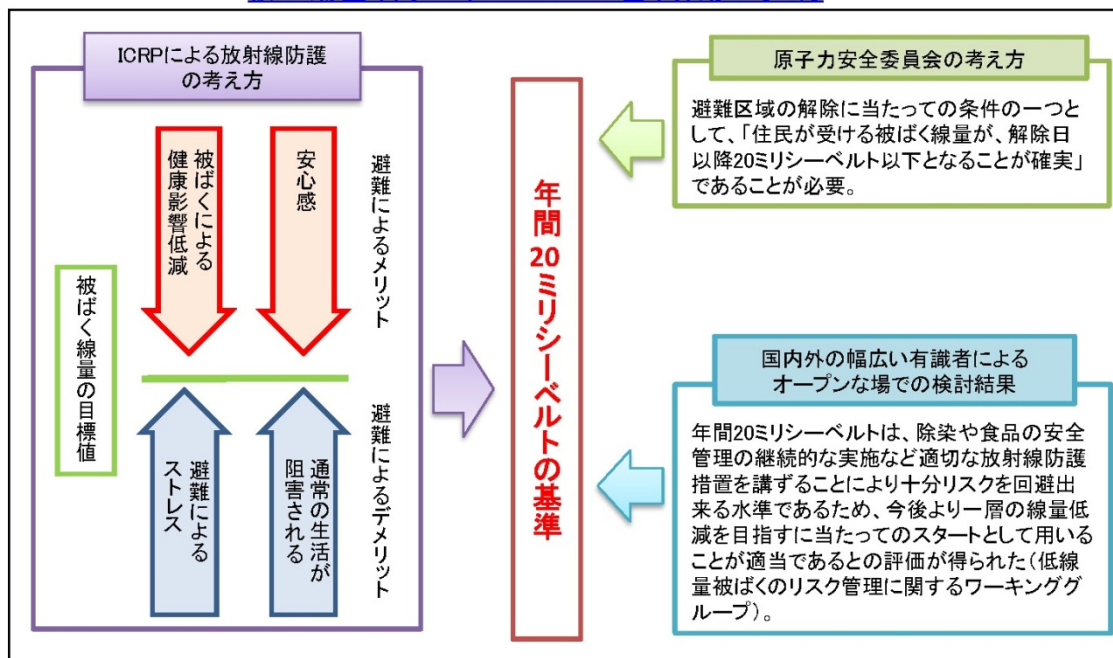
本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

QA9 避難指示基準を年間 20 ミリシーベルトとした経緯は何ですか。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射線防護に関する国際基準として広く認められている国際放射線防護委員会（ICRP）の考え方を基本に、放射線防護に関する国内外の専門家の意見も踏まえつつ、放射線防護の措置が講じられてきました。

日本政府は、住民の安心を最優先し、事故直後の 1 年目から、ICRP 勧告の緊急時被ばく状況における参考レベルである年間 20～100 ミリシーベルトのうち最も厳しい値に相当する年間 20 ミリシーベルトを採用し、避難指示を行いました。

被ばく線量年間20ミリシーベルトの基準採用の考え方



統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 138 ページ「被ばく状況と防護対策」

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 28 年 3 月 31 日

QA10 毎時 3.8 マイクロシーベルトを年間被ばく線量 20 ミリシーベルトに相当すると考える根拠は何ですか。

1 日の滞在時間を屋内 16 時間、屋外 8 時間と想定し、また、屋内における木造家屋の低減効果を考慮して、空間線量率から年間被ばく積算線量を推計しています。

具体的な計算方法は、以下のとおりです。

年間被ばく積算線量の推計式

年間 20 ミリシーベルト

= 1 日の被ばく線量 × 365 日

↓

屋内での被ばく線量 [3.8 マイクロシーベルト × 16 時間 × 0.4 (低減効果)]

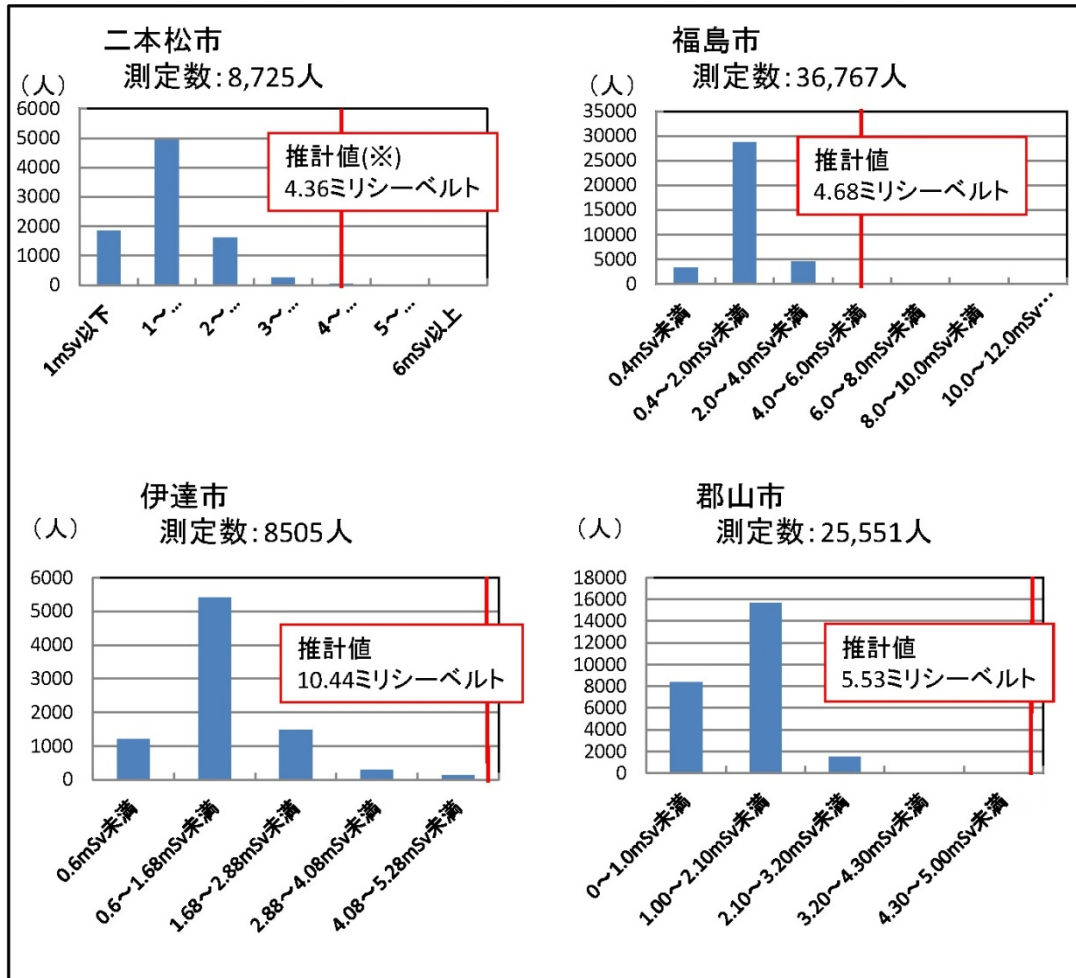
+

屋外での被ばく線量 [3.8 マイクロシーベルト × 8 時間]

※1: 木造家屋の低減効果 0.4 は、国際原子力機関(IAEA)がまとめた「Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities (IAEA TECDOC 225)」によるもの。

※2: 上記計算式では、①内部被ばく、②放射性物質の物理減衰やウェザリング効果を考慮していない。これは、①による線量増加分と②による線量減少分が相殺されると仮定しているため。

空間線量率からの推計値と被ばく実測値との比較



統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第2章 47ページ「遮へいと低減係数」

出典：復興庁「避難住民説明会等で行く出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

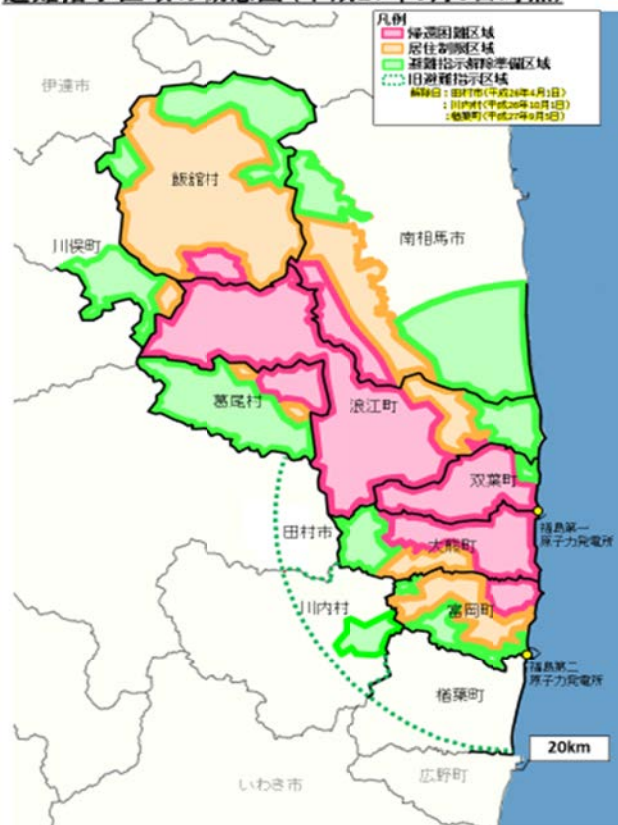
本資料への収録日：平成28年3月31日

QA11 避難指示の解除基準は何ですか。

避難指示の解除については、平成23年12月26日の原子力災害対策本部で決定された「新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針」に基づき、避難指示解除の以下の3つの条件に照らして、避難指示解除の判断をすることとされています。

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

避難指示区域の概念図(平成27年9月5日時点)



出典：内閣府原子力災害対策本部資料より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成28年3月31日

QA12 区域の運用について教えてください。

区域見直しによって再編される新たな避難指示区域（「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」）においては、線量に応じて行える活動の範囲が異なり、帰還できる環境整備を段階的に進めていきます。

1. 避難指示解除準備区域（年間 20 ミリシーベルト以下）

除染、インフラ復旧、雇用対策等復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の皆さまの一日でも早い生活再建を目指します。

2. 居住制限区域（年間 20 ミリシーベルト超）

- (1) 将来的に住民の皆さまが帰還し、コミュニティを再建できる環境を整備するため、除染やインフラ復旧等を計画的に実施します。
- (2) 居住制限区域について、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下であることが確実にあることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行します。

3. 帰還困難区域（5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれ（平成 24 年 3 月末時点で年間 50 ミリシーベルト超））

- (1) 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持等について、国として責任を持って対応していきます。なお、この区域は、少なくとも 5 年間は見直しをせず、居住を制限することを原則とし、区域の境界にはバリケードを設置することとしています。
- (2) 帰還困難区域について、将来にわたって居住を制限することを原則とし、少なくとも 5 年間は固定することとしています。

※：避難指示の解除は、線量の状況、除染やインフラ復旧等様々な課題を踏まえ、関係者の方々との協議を経て実施することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 145 ページ「避難指示区域について」

出典：復興庁「避難住民説明会等よく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

QA13 避難区域の見直しは、航空機モニタリングではなく、地上における詳細モニタリングに基づいて行うべきではないですか。

避難区域の見直しは、面的に放射線量を測定できる航空機モニタリングの結果を用いることを基本としています。なお、航空機モニタリングの測定結果は、地上におけるモニタリング結果と概ね一致することを確認しています。

- (1) 航空機モニタリングは、地上における田畑や山林等の人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含め、面的に一定範囲における線量の平均値を測ることが可能です。
- (2) このため、政府では、航空機モニタリングの測定結果を基に、年間被ばく線量の推定値を算出し、避難区域の見直しを行うことを基本としています。
- (3) なお、測定手法の違いによるバラツキはあるものの、航空機モニタリングの測定結果（空間線量率）は、地上において NaI (TI) シンチレーション式サーベイメータにより測定された結果と概ね一致することを確認しています。



出典：復興庁「避難住民説明会等できよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日

4. 避難指示区域内の活動に関する Q&A

QA14 避難指示区域内において被ばくを低減するために心がけるべきことは何ですか。

雨樋や軒先の下等線量が高い所に不必要に近づかない等、日々の行動により被ばくを低減することができます。

年間積算線量が 50 ミリシーベルトを超える帰還困難区域については、被ばく防護を徹底する観点から、立入りに際して、防護装備の着用をお願いしています。

年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超え、50 ミリシーベルト以下の居住制限区域については、不要不急の立入りを控えると共に、用事が終わったら速やかに区域から退出することを求めています。また、この区域においては、以下に紹介する活動上の指標を踏まえることで、被ばく線量を低減することが可能になると考えています。

年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となる避難指示解除準備区域については、雨樋や軒先等、局所的に線量の高い場所に近づかないことにより、不要な被ばくを避けることが出来ると考えられます。

居住制限区域における被ばくの低減措置についての指標

- ① 屋外での滞在や作業はできるだけお控えください。(徒歩で移動する場合には、短時間にし、なるべく車を利用する等。)
- ② 通常の服装(夏季であれば薄着)でも問題ありませんが、気になるようでしたらマスクを着用してください。
- ③ 河川水、雨水は飲用に用いないでください。
- ④ 蛇口からの上水については、水道事業管理者の指示に従えば飲用していただいて構いません。
- ⑤ 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをしてください。
- ⑥ 土や砂が口に入った場合にはよくうがいをしてください。
- ⑦ 屋内に入るときには、靴の泥をできるだけ落としてください。
- ⑧ 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めてください。ただし、しばらく人が立ち入っていない場合等は室内の温度が高温になっている場合がありますので、暑さ対策として風の吹き込まない窓を開け、必要な時間、換気をしてください。
- ⑨ 屋外での喫煙、飲食等を避けてください。
- ⑩ 屋外に保管してあったもの(自転車、三輪車等)を区域外に運び出す際には、洗浄するか拭き取ってください。

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

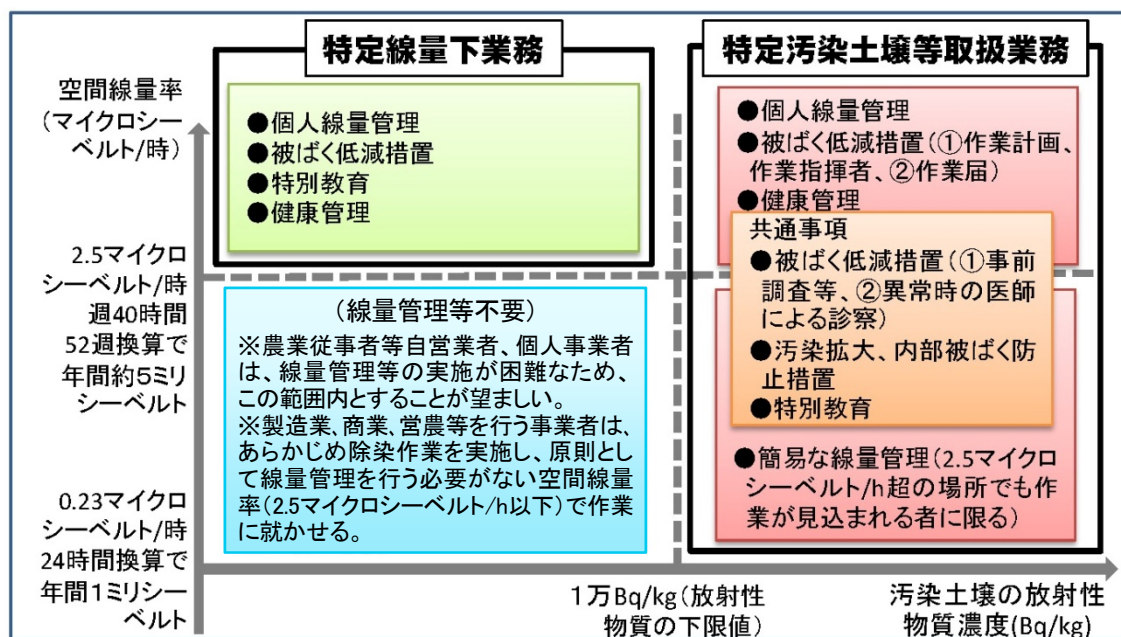
本資料への収録日：平成 28 年 3 月 31 日

QA15 避難区域内で事業を再開した場合の労働者の線量管理等はどのように行うべきですか。

事業者は、1万ベクレル/kgを超えて汚染されている土壌等を取扱う場合、又は2.5マイクロシーベルト/時を超える場所で事業を行う場合、労働者の線量管理等の措置が必要です。

除染電離則（注）では、避難区域内で特定汚染土壌等取扱業務を行う場合、事業者には①被ばく線量を5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルト以下とすること、②適切な線量管理と結果の記録・保存、③事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別な教育、⑦健康診断等を行うことを義務づけています。また、特定線量下業務を行う場合は、事業者には①、②、③（事前調査のみ）と⑥の措置が義務付けられています。

（注）東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）



出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日

QA16 避難区域における防犯、防火はどのように行っているのですか。

住民の方々の安全・安心を確保するため、十分な防犯・防火対策を講じていきます。

住民の皆さまの帰還等の課題に取り組んでいくためには、その前提として、道路や消防施設等について最低限の応急復旧を急ぎ、必要な防犯・防火対策を講じていく必要があります。

警察では、避難区域における防犯対策として、①主要道路における検問、②特別派遣部隊及び特別出向者を含む福島県警察による警戒・警ら、初動捜査の強化、③防犯カメラの設置・運用、④自治体やボランティアと連携したパトロールの強化、⑤住民や事業者に対する防犯広報等の諸対策を実施し、住民の安全・安心の確保に努めています。

消防では、避難区域における防火対策として、①定期的な巡回の実施、②火災の早期発見のための監視カメラの設置、③消火栓の復旧や防火水槽の増設等消防水利の確保、④大規模火災等が発生した場合の備えとして県内消防本部や関係機関による応援体制を確立する等の対策を講じています。

避難区域における防犯、防火の様子



出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日

QA17 避難区域への立入りや車での交通によって、放射性物質が他の地域に拡散するのではないですか。

警戒区域内を通過した自動車のスクリーニングや国道 6 号等の通過に伴う車両への放射性物質による影響に関する調査からも、自動車が警戒区域を通り、退出する際に放射性物質を拡散する程度は、警戒区域への一時立入りに伴うスクリーニングの基準よりも十分低い値であるという結果が得られています。

線量の特に高い帰還困難区域では、放射性物質の拡散を防ぐ等の観点から、区域境界にバリケードを設置し、区域への立入りを制限しています。また、区域からの退出に際しては、スクリーニングを確実に実施することとしています。

国道6号等の走行に伴う放射性物質の付着に関する調査(JNES)

(調査結果概要)

(実験1)

平成24年3月1日(晴天)に国道6号14kmの区間を4往復(合計56km)走行した場合の車両への放射性物質の付着状況等は、左後方タイヤハウスにおける415cpm(0.04マイクロシーベルト/時程度)が最大であった。

不織布による拭き取りの結果は、タイヤハウスにおける平均値で2ベクレル/cm²(470cpm相当)が最大であった。

※cpmは1分間あたりに放出される放射線が計測される回数の割合

(実験2)

3月2日(曇/午後から雨天)に国道6号14kmの区間2往復及び国道114号等(合計94km)を走行した場合の放射性物質の付着状況等は、右後方タイヤハウスにおける493cpm(0.15マイクロシーベルト/時程度)が最大であった。

不織布による拭き取りの結果は、タイヤハウスにおける平均値で0.5ベクレル/cm²(120cpm相当)が最大であった。

汚染レベルは警戒区域退出時のスクリーニング基準を十分に下回る。

(調査区間)



※：原子力規制委員会「警戒区域内の国道 6 号等の通過に伴う車両への放射性物質による影響及び運転手の被ばく評価に関する調査報告書」

<http://www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000122709.pdf>

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成
出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日
本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

QA18 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入が可能ですか。

- (1) 2つの区域では、関係者（住民、インフラ復旧・除染・原発作業員等）の立入りに制限はありませんが、引き続き、避難指示が継続している地域であることから、関係者以外の立入りはご遠慮いただいております。
- (2) 居住制限区域は、地域によって、空間線量率から推定される年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあることから、不要不急の立入りは控えることとしています。
- (3) 避難指示解除準備区域と居住制限区域では、スクリーニングや線量管理は原則として義務づけられていませんが、希望される方に対しては、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147、148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）、（2/2）」

内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について（平成27年6月19日改訂版）」より作成

出典の公開日：平成27年6月

本資料への収録日：平成26年3月20日

改訂日：平成28年3月31日

QA19 帰還困難区域へはどのように一時立入りするのですか。

- (1) 帰還困難区域においても可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます。一時立入りの実施方法については、各市町村にお問い合わせください。
- (2) 帰還困難区域では立入りの際、防護装備等を着用することになっています。
- (3) 帰還困難区域においては、スクリーニングや線量管理が必要となります。スクリーニングについては、帰還困難区域周辺のスクリーニング場等で実施可能です。

経済産業省「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A」より作成

出典の公開日：平成 25 年 3 月

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 20 日

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA20 避難指示区域内で可能な活動は何ですか。また、事業の再開は可能ですか。

- (1) 避難指示解除準備区域では、①主要道路における通過交通、②住民の方の一時的な帰宅、③公益を目的とした立入り、④復旧・復興に不可欠な事業、⑤復旧・復興事業者や一時帰宅者等を対象にした事業、⑥居住者を対象としない事業、⑦営農・営林^{※1}、⑧上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り、が可能です。
- (2) 居住制限区域では、①主要道路における通過交通、②住民の方の一時的な帰宅、③公益を目的とした立入り、④避難指示解除準備区域において可能な④～⑥の事業活動及び営農^{※2}、⑤上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り、が可能です。
- (3) 帰還困難区域では、①主要道路における通過交通^{※3}②住民の方の一時的な帰宅^{※3}、③公益を目的とした立入り^{※3}、④復旧・復興に不可欠な事業、が可能です。

※1：同区域内における営農・営林については、稲の作付制限等の国の指示を守ると共に、除染の動向等にも留意する必要があります。

※2：市町村が早急に事業の実施を認める必要があると判断した場合、原子力被災者生活支援チーム等に確認した上で例外的に事業の実施が可能です。

※3：市町村等が認める範囲において可能です。

内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について（平成27年6月19日改訂版）」より作成

出典の公開日：平成27年6月

本資料への収録日：平成26年3月20日

改訂日：平成28年3月31日